



令和3年度 家庭ごみの正しい出し方

海田町環境センター
823-4601

(令和3年4月～令和4年3月)

ごみは、【決められた日】に【決められたもの】を【正しく分別】して【決められた場所】に【朝8時30分】までに出してください。

ヒマ太くん 町花PRキャラクター

収集場所	種別	収集日	出せる物	具 体 例	出す時の注意
可燃ごみステーションに出してください	可燃ごみ	毎週 下の収集日表を参考に記入してください。	台所ごみ 再生できない紙くず 木くず プラスチック類 ビデオ・カセットテープ その他	●生ごみ ●紙くず ●木くず・草 ●ジョイントマット ●スポンジ ●クスリ ●ペットの砂 ●ぬいぐるみ ●金属の不要品(50cm以下のもの) ●プラスチック容器(50cm以下のプランター等) ●紙おむつ ※中の汚物を取り除く ●ビデオ・カセットテープ・CD ●ペットボトル ●ポリバケツ ●くつ・かばん ●鍋のから・貝がら ●板ガラス(鏡も含む) ●灰 ※水を十分しみこませて ●土鍋 ●小石 ●白熱電球 ●コップ ●耐熱ガラス ●鉢土 ●化粧品ビン ●着色トレイ ●白トレイ ●耐熱トレイ(洗っても納豆菌が残リ、カビが生えます) ●納豆トレイ(洗ってもカビが生えます) ●固いのでリサイクル不可能です	●黒い袋・紙袋では出せません。 ●中が見える透明または半透明の袋に入れ、袋の口は、かたくしばってください。 ●生ゴミは水分をよく切って出してください。 ●せん定木くずなどは、50cm程度に切り、束ねて少量(2袋まで)ずつ出してください。(1本の太さ5cm以下のもの) (大量のせん定木くずは、※安芸クリーンセンターに直接搬入してください。) ●食用油は布・紙に吸わせるか固形化してください。 ●ひも類は50cm以下に切って下さい。(切らない場合は大型ごみ) ●カセットテープ・ビデオテープ・CDは可燃ごみで出してください。
	埋立ごみ	毎月 第1・第3・第5 水曜日 祝日の収集はありません	陶器類 ガラス類 灰 その他	●陶磁器 ●板ガラス(鏡も含む) ●灰 ※水を十分しみこませて ●土鍋 ●小石 ●白熱電球 ●コップ ●耐熱ガラス ●鉢土 ●化粧品ビン	●黒い袋・紙袋では出せません。(袋の口は閉めないでください。) ●灰は、飛び散らないように水を含ませて袋に入れてください。(家庭でのごみの焼却は、原則禁止されています。) ●化粧品ビンなどはふたをはずして出してください。 ●家の改装等を業者が行った場合は、業者に処分させていただきます。 ●板ガラスで50cm以上のものは大型ごみで出してください。 ●プランターや植木鉢の土は袋に入れ、少量(2袋まで)ずつ出してください。
	資源物	毎月 第2・第4 水曜日 祝日の収集はありません	白色トレイのみ	●白トレイ ●着色トレイ ●耐熱トレイ(洗っても納豆菌が残リ、カビが生えます) ●納豆トレイ(洗ってもカビが生えます) ●固いのでリサイクル不可能です	●黒い袋・紙袋では出せません。 ●中が見える透明または半透明の袋に入れ、袋の口は、かたくしばってください。 ●食品などの白色トレイは、きれいに水洗いをして出してください。(資源回収ステーションとまちがわないようにしてください。) ●着色トレイは、スーパーなどの店頭回収をご利用ください。 ●2月の回収日は2月9日(水)のみです。(2月23日は祝日のため回収しません。)

可燃ごみは祝日も収集します。

※その他のごみは祝日収集はありません。

年末・年始のごみ収集日程

12月28日(火)は、火・金曜日の収集地区の可燃ごみを収集します。
 12月30日(木)は、月・木曜日の収集地区の可燃ごみを収集します。
 12月31日(金)から1月3日(月)までは全ての収集業務を休みます。
 1月4日(火)から火・金曜日地区の可燃ごみ収集を開始します。

可燃ごみの収集日

収集日	収集区域(住所別)
毎週 月・木曜日	南昭和町・昭和中町・東昭和町・曙町・日の出町・月見町(月見県営を除く)・南本町・幸町・南幸町・蟹原1丁目・蟹原2丁目・成本・石原・畝1丁目・畝2丁目・砂走・浜角・寺迫1丁目・三迫1丁目・三迫2丁目・三迫3丁目
毎週 火・金曜日	大正町・南大正町・堀川町・南堀川町・つくも町・南つくも町・明神町・南明神町・栄町・月見県営・新町・稲荷町・中店・寺迫2丁目・曾田・国信1丁目・国信2丁目・窪町・昭和中町・大立町・西浜・稲葉・東1丁目・東2丁目・上市

資源物	資源物	資源物	資源物	資源物	資源物
資源物	缶・金属類 ビン類 紙・布類 ペットボトル その他	乾電池 蛍光灯類 温度計類	家具類 家電品 寝具類 その他	スプレー缶 お菓子の缶 スプレー缶 缶詰の缶 やかん 鍋 各種空ビン 傘 古着・布類 フライパン ペットボトル ダンボール 飲料用紙パック	●スプレー缶は、使い切って穴をあけずに出してください。 ●耐熱ガラスやコップは埋立ごみで出してください。 ●空ビンは、キャップや首に巻いたアルミシールを取り三種類(無色・茶色・その他)に分けてください。 ●陶器類、化粧品ビンは、絶対に混ぜないでください。 ●新聞紙・本・雑誌(雑がみ)・ダンボールは、それぞれにまとめてひもで十文字にしばって別々に分離して出してください。 ●ペットボトル(心の印があるものは、ラベルをはがし、キャップを取り水洗いして出してください。)(4個以上はつぶして可燃ごみへ)(キャップは可燃ごみですが、裏面を参考にエコキャップ運動にもご協力ください) ●飲料用紙パックは開いて水洗いし乾燥させてください。 ●布類は、透明又は半透明の袋に入れてください。 ●(お願い)ビン・缶は指がうさるので、深夜には出さないでください。 紙類は持ち去りや放火の原因になりますので、朝出してください。 ※資源物(缶、新聞紙、布類)は、売払物として町の収入となり、自治会への配分やごみ処分の費用となっています。資源物収集にご協力下さい。
資源物	乾電池 蛍光灯類 温度計類	家具類 家電品 寝具類 その他	スプレー缶 お菓子の缶 スプレー缶 缶詰の缶 やかん 鍋 各種空ビン 傘 古着・布類 フライパン ペットボトル ダンボール 飲料用紙パック	●蛍光灯類は割れないように紙カバーを付けて出してください。 ●電池は、販売店に引き取ってもらうか、出される時は透明なビニール袋に入れてください。 ●小型充電式電池(ニカド、リチウムイオン、ニッケル水素)は回収しません。販売店等へ出してください。	
資源物	家具類 家電品 寝具類 その他	スプレー缶 お菓子の缶 スプレー缶 缶詰の缶 やかん 鍋 各種空ビン 傘 古着・布類 フライパン ペットボトル ダンボール 飲料用紙パック	スプレー缶 お菓子の缶 スプレー缶 缶詰の缶 やかん 鍋 各種空ビン 傘 古着・布類 フライパン ペットボトル ダンボール 飲料用紙パック	●一辺がおおむね50cm以上のもの。 ●カーテンは十文字にしばって出してください。 ●木材類は、長さ150cm以内にして下さい。(太さ15cm以内の物に限る) ●ストーブ等の灯油は抜いて出してください。 ●二人で積み込みができる大きさ、重さにして下さい。 ●金属を含むもので50cm四方以下のものは資源回収品(金属類)として出してください。 ●電気カーペット・電気毛布は、他のカーペット・毛布・布団とは別にして出してください。	

町では収集しません	家電5品目等	家電リサイクル法等によりテレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコンおよびデスクトップパソコン	●販売店に相談してください。●裏面を参考にしてください。
町では収集しません	事業ごみ	商店・飲食店・理美容院・事務所・病院・工場等事業活動に伴って生じるごみ	●一般廃棄物は町で許可を受けた海田町一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼してください。 (許可業者は、環境センターにお尋ねください。海田町ホームページにも記載しています。) ※許可業者でない事業所が住民の片付ごみを持ち込むことは出来ません。
町では収集しません	一時多量ごみ	引越・庭木の剪定・土砂・入替時の畳等	
町では収集しません	その他	●バイク・スクーター(部品も) ●バッテリー ●農薬・劇薬 ●石(小石以外) ●ポーリングの球 ●金庫(手持ち金庫は除く) ●セメント材 ●タイヤ ●消火器 ●冷媒のある除湿器・冷風機・冷水器・ウオーターサーバー・ワインセラー ●ガソリン携行缶 ●ガスボンベ ●産業廃棄物 ●建築廃材	●購入した店・解体業者、海田町一般廃棄物収集運搬許可業者へ相談してください。 ※消火器: 処分するときは、次のところに相談してください。 広島県消防機器同業組合 Tel. 0120-72-3830 ※事業者が自主回収している物は回収しません(例 珪藻土マット他)。

資源物回収日(は、原則的な収集日を変更した日)													収集地区		大型ごみ					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	原則的な収集日	(どの地区に該当するか近隣の方に問い合わせ下さい)	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
6	10	1	6	3	7	5	2	7	4	1	1	毎月第1火曜日	寺迫1, 2丁目・稲葉・東1, 2丁目	4/23	6/25	8/27	10/22	12/24	2/25	
13	11	8	13	10	14	12	9	14	11	8	8	毎月第2火曜日	三迫1, 2, 3丁目・東1丁目の3, 7, 8番付近							
20	18	15	20	17	21	19	16	21	18	15	15	毎月第3火曜日	蟹原1, 2丁目・幸町							
27	25	22	27	24	28	26	30	28	25	22	22	毎月第4火曜日	西浜・大立町	4/9	6/11	8/13	10/8	12/10	2/9	
7	17	2	7	4	1	6	1	1	5	2	2	毎月第1水曜日	国信1, 2丁目・砂走・曾田	4/16	6/18	8/20	10/15	12/17	2/18	
14	12	9	14	11	8	13	10	8	12	9	9	毎月第2水曜日	中店・上市・市頭・県営東海田(石原)							
21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	16	毎月第3水曜日	新町・稲荷町							
28	26	23	28	25	22	27	24	22	26	21	23	毎月第4水曜日	成本・石原・畝1丁目(山畝 [※])	4/2	6/4	8/6	10/1	12/3	2/4	
1	6	3	1	5	2	7	4	2	6	3	3	毎月第1木曜日	浜角・朝陽園地・明飛川付近・三迫1丁目(27付近・ひまわりタウン)	5/21	7/16	9/17	11/19	1/21	3/18	
8	13	10	8	12	9	14	11	9	13	10	10	毎月第2木曜日	窪町・つくも町・南つくも町・明神町・南明神町							
15	20	17	15	19	16	21	18	16	20	17	17	毎月第3木曜日	堀川町・大正町・昭和中町	5/7	7/2	9/3	11/5	1/7	3/4	
22	27	24	29	26	30	28	25	23	27	24	24	毎月第4木曜日	南堀川町・栄町・南大正町							
2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4	毎月第1金曜日	曙町・南昭和町	5/28	7/30	9/24	11/26	1/28	3/25	
9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	7	11	毎月第2金曜日	昭和中町・日の出町・畝1丁目(山畝 [※] 以外)、畝2丁目							
16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18	毎月第3金曜日	南幸町・月見町	5/14	7/9	9/10	11/12	1/14	3/11	
23	28	25	30	27	24	22	26	24	28	25	25	毎月第4金曜日	東昭和町・南本町							

※ ご注意ください。5月・7月・9月・11月・2月は原則的な収集日を変更している地区があります。

※ 山畝とは、概ね、畝1丁目3～12、13と15の一部を指します。

裏面もご覧ください

転入などで、新しく海田町に住むことになった方は、ごみステーションの位置や地域での決まりごとなどの情報を近所の方に問い合わせてください。

食品ロス削減にご協力下さい!!
※食品ロスは、まだ食べられるのに捨てられる食品のことです。

- 使い切れる分だけ買う
- 肉や魚の保存方法を工夫する
- 家にある食材・食品をチエックする
- 調理で作りすぎない! 余ったら別の献立に変身!!